

# 会社設立登記手続・定款認証手続の英語対応に関する要望について

令和6年5月  
法務省民事局

## 英語対応に向けた課題等

### 【現行制度】

#### <会社設立登記手続>

- **登記事項の公示**は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認することによる取引の安全確保などを目的としていることから、**日本語で公示されることが前提**となっている。

#### <定款認証手続>

- **定款に記載を要する事項**（会社の事業目的、本店所在地等）は、その多くが**登記すべき事項**となっているため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、**日本語で作成することが前提**となっている。

## 法務省で検討中の方向性

- 地方自治体の協力が得られることを前提に、申請書等の英語での作成を支援する方策について検討
  - ▶ 比較的簡易な形態の株式会社等について、**英語で選択・入力したものが日本語に変換される申請書等の作成の支援ツール**を法務省で新たに作成することを検討
  - ▶ 地方自治体における支援スタッフ（通訳）を介した申請手続等のサポート等、**地方自治体における取組と連携した方策**を検討
- 実施時期、具体的な体制や事務処理方法等は、引き続き提案自治体と調整する